

児童発達支援における保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）

公表日：令和4年2月28日

児童数：6名 世帯数：6名 回収数：6名 回収率：100%

事業所名：niconico福津

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	ご意見	ご意見を踏まえた対応
環境・ 体制 整備	1 子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか	6				
	2 職員の配置数や専門性は適切であるか	6				保育士や有資格者の常勤配置だけでなく、リモートでの言語聴覚士の導入など行っており、より良い支援ができるよう努めております。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境*1になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	5	1		ガラス張りの施設で、駐車場が目の前のため車が突っ込むなどの事故が起きないか不安があります。ポールやパイプガードの設置を検討してほしいです。	法人として検討し皆様が安心できるよう対策を練ります。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	6				
適切な 支援の 提供	5 子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画*2が作成されているか	6				
	6 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	6				
	7 児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	6				
	8 活動プログラム*3が固定化しないよう工夫されているか	6				
	9 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会があるか	3	3			コロナの影響もあり、外部との接触を控えているため今後状況が改善された際には多方面との協力をし、様々な機会が作れるよう動きます。
保護者	10 運営規定、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか	5	1			
	11 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明がなされたか	5	1			
	12 保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング*4等）が行われているか	3	2	1	相談しやすい雰囲気づくりをされているので、心強く安心できます。	
	13 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの健康や発達の状況、課題について共通理解ができてきているか	6				
	14 定期的に、保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか	4	2		送迎の際に子どもの様子を具体的に説明してもらっている。	

への説明等	15	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか		3	3		コロナのこともあり、集団でのイベントを自粛しておりますが、今後状況が落ち着いた際には親子イベントなども開催したいと考えております。
	16	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、子どもや保護者に周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されているか	6				
	17	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか	6				
	18	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信されているか	6				
	19	個人情報の取り扱いに十分注意されているか	6				
非常時等の対応	20	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか。また、発生を想定した訓練が実施されているか。	3	3		説明は受けたが子どもと一緒に訓練がされているかはわからない。	訓練実施日に利用のある児童と一緒にこなっております。より多くの児童と訓練ができるよう、回数を増やすなど努めます。
	21	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか	2	4			
満足度	22	子どもは通所を楽しみにしているか	6			通所がない日もいきたいと言っているほど楽しみにしています。	児童だけでなく、保護者の方にも安心していただけるよう、全職員で話し合い工夫して支援プログラムを決めております。引き続き尽力します。
	23	事業所の支援に満足しているか	6				

*1 この部屋で何をするのかを示せるように、机や本棚の配置など、子ども本人にわかりやすくすること。

*2 児童発達支援を利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のこと。児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成する。

*3 事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のこと。子どもの障がい特性や課題、平日/休日/長期休暇の別等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されている。

*4 保護者が子どもの行動を観察して障がいの特性を理解したり、障がいの特性を踏まえた褒め方等を学ぶこと。子どもが適切な行動を獲得することを目標としている。